

○薬事法施行規則附則第四項の解釈について

(昭和三十六年七月一二日)

(三六薬第六〇九号)

(厚生省薬務局長あて高知県知事照会)

標記のことについて、左記のとおり疑義を生じましたので、貴職の御見解を承りたく照会します。

記

薬事法施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号)附則第四項により、同項第一号、第二号及び第三号に該当する薬種商にかかる薬事法第二十九条の指定医薬品は、「当分の間、別表第一に掲げる医薬品のうち昭和二十三年規則別記第三号表に掲げる医薬品とする。」旨規定されているところである。

しかし、同附則は、旧規則を廃止し、新規則に切り換えるときの経過規定であるから、同規則の公布施行後において、規則別表第一の一部改正が行われ、あらたに指定医薬品が追加されたときは、該医薬品は附則第四項の適用は受けないものと解して差し支えないか。

(昭和三十六年一〇月二七日 薬収第七七三号)

(高知県知事あて厚生省薬務局長回答)

昭和三十六年七月十二日付三六薬第六〇九号をもつて照会のあつた標記の件について、左記のとおり回答する。

記

薬事法施行規則附則第四項の「別表第一に掲げる医薬品」には、同規則の施行後当該規則の改正により別表第一に追加された医薬品も含まれるものである。